

事務連絡
令和5年4月13日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
労働部

「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」等の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局より、疲労の蓄積状況を確認するための「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」及び「家族による労働者の疲労蓄積度チェックリスト」に新たな項目の追加等の見直しが中央労働災害防止協会により行われ、別添のとおり、本会に対し周知依頼がありました。

つきましては、改正後の労働者チェックリスト等を活用し、働く人の健康管理が適正に行われますよう、貴会会員の皆様に、周知方よろしく願いいたします。

以上

担当：労働部 又木